

自動車業における表示に関する公正競争規約についての
中古車に関する施行規則 新旧対照表

(下線は変更部分)

変 更 案	現 行
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>第6条 規約第11条第1項第3号及び第2項並びに第3項の規定により「販売価格」を表示する場合には、<u>次のいずれかの方法により、表示するものとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(1) <u>店頭において車両を引き渡す場合の消費税を含めた現金価格</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(2) <u>前号に定める価格に保険料、税金、登録等に伴う費用等を加えた価格</u></p> <p><u>2 前項第2号に定める価格を表示する場合は、「支払総額」の名称で表示するものとする。</u></p> <p><u>3 価格の説明</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(1) <u>第1項第1号に定める価格を表示する場合は、価格には、保険料、税金(消費税を除く。)、登録等に伴う費用等は含まれていない旨を表示するものとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(2) <u>第1項第2号に定める価格を表示する場合は、同項第1号に定める価格を併記するとともに、価格には保険料、税金、登録等に伴う費用等が含まれている旨、及び当該価格は、登録等の時期や地域等について一定の条件を付した価格である旨を表示するものとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(3) <u>次のいずれかの場合に該当するとき</u> <u>は、前号に定める表示を省略することができるものとする。</u></p> <p style="padding-left: 4em;">① <u>電波媒体による場合</u></p> <p style="padding-left: 4em;">② <u>新聞の突き出し広告等、スペースの関係で表示が困難な場合</u></p> <p><u>4・5</u> (略)</p> <p><u>6 競り上げ又は入札等より販売価格を決定する方法により販売を行う旨を表示する場合は、次の事項を表示するものとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(1) <u>競り上げ開始時の価格又は最低入札価格</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(2) <u>価格に、保険料、税金(消費税を除く。)、登録等に伴う費用等が含まれている場合にはその旨、又は含まれていない場合にはその旨</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(3) <u>販売数量や販売する際の条件、実施期間、実施方法等</u></p> <p><u>7</u> (略)</p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>第6条 規約第11条第1項第3号及び第2項並びに第3項の規定により「販売価格」を表示する場合には、<u>店頭において車両を引き渡す場合の消費税を含めた現金価格を表示し、かつ、保険料、税金(消費税を除く。)、登録等に伴う費用等は含まれていない旨を併記するものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2・3</u> (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>4</u> (略)</p>

第7条～第10条 (略)

第11条 規約第11条第1項第8号及び第2項並びに第3項の「保証の有無」の表示は、「保証つき」又は「保証なし」と表示し、それぞれ当該各号に定める条件に該当するものをいうものとする。

(1) 「保証つき」

① 「保証つき」とは、販売業者又は製造業者の保証に要する費用が第6条第1項第1号の現金価格に含まれ、保証書が付いているものをいう。

②～⑥ (略)

(2) 「保証なし」

① 「保証なし」とは、販売業者又は製造業者の保証に要する費用が第6条第1項第1号の現金価格に含まれていないものをいう。

② (略)

第12条 (略)

第13条 規約第11条第1項第9号及び第2項並びに第3項の規定に基づき「定期点検整備あり(「済」)」と表示する場合は、第6条第1項第1号の「現金価格」に整備に要する費用を含めて表示するものとする。

2 規約第11条第1項第9号及び第2項並びに第3項の規定に基づき「定期点検整備あり(「納車時」)」と表示する場合は、次に掲げる事項を当該各号に定めるところにより表示するものとする。

(1) 第6条第1項第1号の「現金価格」に整備に要する費用を含めて表示する場合

当該整備に要する費用が含まれている旨

(2) 第6条第1項第1号の「現金価格」に整備に要する費用を含めないで表示する場合

① 当該整備に要する費用が含まれていない旨

② 当該整備の費用の額

第14条～第21条 (略)

第7条～第10条 (略)

第11条 (同左)

(1) 「保証つき」

① 「保証つき」とは、販売業者又は製造業者の保証が販売価格に含まれ、保証書が付いているものをいう。

②～⑥ (略)

(2) 「保証なし」

① 「保証なし」とは、販売業者又は製造業者の保証が販売価格に含まれていないものをいう。

② (略)

第12条 (略)

第13条 規約第11条第1項第9号及び第2項並びに第3項の「定期点検整備実施状況」について、「定期点検整備あり(「済」)」と表示した場合には、規約第11条第1項第3号及び第2項並びに第3項の「販売価格」に整備に要する費用を含めて表示するものとする。

2 規約第11条第1項第9号及び第2項並びに第3項の「定期点検整備実施状況」について、「定期点検整備あり(「納車時」)」と表示した場合には、次に掲げる事項を当該各号に定めるところにより表示するものとする。

(1) 規約第11条第1項第3号及び第2項並びに第3項の「販売価格」に整備に要する費用を含めて表示する場合

当該整備に要する費用が含まれている旨

(2) 規約第11条第1項第3号及び第2項並びに第3項の「販売価格」に整備に要する費用を含めないで表示する場合

① 当該整備に要する費用が含まれていない旨

② 当該整備の費用の額

第14条～第21条 (略)

附 則

- 1 この規則の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の承認があった日から施行する。
- 2 この規則の変更の承認前に事業者がした行為については、なお従前の例による。